様式１

部活動に係る活動方針

福山市立【　誠之　】　中学校

1 基本方針

・仲間と協力したり，切磋琢磨することで，自己の向上を目指すとともに，他を思いやる心などの豊かな人間性や社会性を育てる。また，生徒一人一人が充実感や，達成感を味わうことができるようにする。
・生徒が運動の楽しさを味わいながら，自分に合った運動を継続することで，運動習慣を確立し，体力向上や健康の保持増進を図る。

2 適切な運用のための体制

・校長は，毎月の活動計画及び活動実績の確認により，部の活動内容を把握し，生徒が安全にスポーツ活動を行い，教員の負担が過度にならないよう指導・是正を行う。

3 安全で効率的・効果的な活動の推進

・校長及び運動部部活動顧問は，運動部活動の実施に当たっては，文部科学省が２０１３年（平成２５年）５月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り，生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防・熱中症事故の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む），事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
・生徒の体力の向上や，生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう，生徒とコミュニケーションを十分に図り，生徒がバーンアウトすることなく，技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう，競技種目の特性を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により休養を適切に取りつつ，短時間で効果が得られる指導を行う。
・熱中症事故の予防については気象庁が発表する情報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し，気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施し，場合によっては活動の中止や，延期，見直し等の対応を行う。また，日蔭を作る，30分に1回は休息の時間を確保する，併せて個人のタイミングで休憩させるなど，より丁寧に対応していく。

4 コロナウイルス対策について

・活動を行うときは，生徒同士の距離をなるべくとる。
・活動前後の健康観察を行い，体調不良がある場合は該当生徒の活動を中止し，安全に帰宅させ，症状が無くなるまでは自宅休養するように指導すること。
・咳エチケット等を徹底し，活動前後には必ず流水とせっけんで手洗いすること。
・活動前後は生徒が手を触れる箇所（ドアノブ・手すり・スイッチなど）や，用具等を消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等で消毒すること。消毒液の入手が困難な場合は，水拭きを必ず行うこと。
・室内や体育館は，換気しながら活動をすること。

4 適切な休養日等の設定

・週当たり２日以上の休養日を設ける。ただし，平日は基本的に水曜日を部活動休養日とし，土曜日及び日曜日は少なくともどちらか１日を休養日とする。
・週末に大会参加等で活動した場合は，翌週の中で休養日をほかの日に振り替える。
・１日の活動時間は平日２時間程度
・学校の休業日（学期中の週末を含む）は３時間程度

5 学校単位で参加する大会等

・学校体育団体の主催，共催する大会とする。
・その他の大会等については，生徒や顧問の負担にならない程度で，校長と相談の上参加・不参加を決定する。
・保護者の同意のうえで参加させる。